

都市・地域交通戦略推進事業 新規事業採択時評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

都市・地域交通戦略推進事業制度要綱及び都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱に規定する対象事業のうち、整備計画の作成等に関する事業を除く事業とする。

第2 評価を実施する事業単位の取り方

原則、事業採択を行う際の地区を1つの事業単位として評価を実施する。

第3 評価の実施及び結果の公表

1 評価に係る資料

評価に係る資料は、事業の概要に加え、別に定める客観的評価指標（案）に係る資料とする

2 評価結果、採択箇所等の公表

(1) 公表内容

評価に関する資料、採択箇所に関する資料とする。

(2) 公表方法

記者発表、国土交通本省及び事業主体における閲覧等によるものとする。

(3) 公表時期

結果の公表時期は、原則として年度予算の実施計画が承認された後とする。

第4 評価の方法

評価手法

国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領第5の1に基づき定めた評価手法は以下のとおりである。

新規事業採択を決定する際の判断基準等については、別に定める客観的評価指標（案）により評価を実施し、この評価を踏まえ、当該年度の予算枠、地域固有の状況等の諸要素を総合的に考慮して新規事業採択箇所を決定する。

第5 施行期日

本細目は、令和2年2月28日から施行する。